

『日本看護協会 新型コロナウイルス罹患看護職員 見舞金給付制度』

見舞金ご請求手続きのご案内

新型コロナウイルス感染症との闘いの中、最前線で看護に従事され罹患された全ての看護職の皆様にご心よりお見舞い申し上げます。

この度の新型コロナウイルス感染症の継続的な拡大の影響を受け、本会にお寄せいただいた企業様、団体様等からの寄付金より、看護職の皆様の現場復帰支援を目的に、見舞金を支給いたします。

ご請求手続きにつきましてご案内いたしますので、必要書類をお取りそろえの上、ご請求くださいますようお願いいたします。

【給付要件】

新型コロナウイルスに業務上罹患し、政府労災保険または、公務員災害補償制度の認定を受けた看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）全員を対象とする。

※現場復帰支援であるため、死亡の場合（遺族給付等）は除外となります。

【給付額】 3万円

【給付対象期間】

労災等認定日が、2021年4月1日から2022年3月31日まで

※労災等認定日とは、労働基準監督署等から発行される「支給決定通知」もしくは、

公務員災害補償基金より発行される「決定通知書」に記載の日付です。

罹患された日付ではございません。

【申請期間】

2021年12月1日から2022年4月中旬

※申請期間は早期終了の可能性がございます。

【提出書類】

①新型コロナウイルス罹患看護職員 見舞金給付制度申請書

②政府労災保険または、公務員災害補償制度等の「決定通知書」の写し

③看護職であることの証明書類

（例：看護師（准看護師）免許の写し、所属先身分証明書の写し、在籍証明書等）

※ご提出いただいた書類で看護職であることの証明が取れない場合は、所属先に

在籍の確認をさせていただく場合がございます。

【問合せ】

東京都ビジネスサービス株式会社

Eメール：jna-seido@tokyotobs.com

【申請書類送付先】

〒137-8691 日本郵便株式会社 新東京郵便局 私書箱 91号

※申請書類は必ず郵送にてお送りください。送付にかかる郵送料はご負担ください。